

第2回和光市個人情報保護審議会会議録

開催日	書面開催 【意見書提出期間】令和6年11月29日(金)～12月13日(金)
開催場所	書面開催
出席者	4名 森山裕紀子会長、齊藤鉄也副会長、芝波田大樹委員 石田清委員 (欠席者なし) ※書面開催のため、意見書の提出をもって会議出席とした。
審議事項	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う「和光市個人情報保護法施行条例」及び「和光市議会の個人情報の保護に関する条例」の一部改正について
会議の公開	非公開 (書面開催のため)
資料	(1) 質問書(市) (2) 質問書(議会) (3) 条例改正案【別紙1】(市・議会共通) (4) 刑法等の一部を改正する法律の概要(拘禁刑関係)【別紙2】(市・議会共通) (5) 関係法令(市・議会共通) ・[官報]刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)～拘禁刑関係(抄)【別紙3】 ・[官報]刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)～施行期日関係【別紙4】 ・[官報]刑法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(令和5年政令第318号)【別紙5】 (6) 現条例【別紙6】 ・和光市個人情報保護法施行条例(令和4年12月21日条例第17号) ・和光市議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年12月21日条例第25号)
会議概要	市長及び議長から質問のあった、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う「和光市個人情報保護法施行条例」及び「和光市議会の個人情報の保護に関する条例」の一部改正について審議するため、会議を書面により開催することとした。

1. 審議の手順

- (1)各委員へ審議資料を送付(令和6年11月29日)
- (2)各委員が審議事項に対する意見書を提出(令和6年12月13日迄)
- (3)各委員からの意見を踏まえ、答申書を作成

2. 各委員の意見書内容

(1)森山会長

- ・改正案について
- 妥当である。
- ・審議事項に対する意見(妥当である・妥当でない理由、その他意見)
条文中「懲役」を「拘禁刑」に修正するという、文言修正に
しかすぎないため。

(2)齊藤副会長

- ・改正案について
- 妥当である。

(3)芝波田委員

- ・改正案について
- 妥当である。

(4)石田委員

- ・改正案について
- 妥当である。

4. 審議結果

委員4名とも、「妥当である」との意見であったため、審議会として、「和光市個人情報保護法施行条例」及び「和光市議会の個人情報の保護に関する条例」の一部改正案は「妥当である」と決した。

5. 答申書

別紙のとおり、市長及び議長に対する答申書を作成した。

以上